

説明資料

平成21年6月18日

金融庁監督局総務課金融会社室

貸金業法抜本改正

- 借入れ金利負担 → 上限金利の引下げによる金利負担の軽減
- 借入れ残高の抑制 → いわゆる総量規制の導入による借りすぎの抑止
- 参入規制の強化等 → 貸金業者の業務の適正化

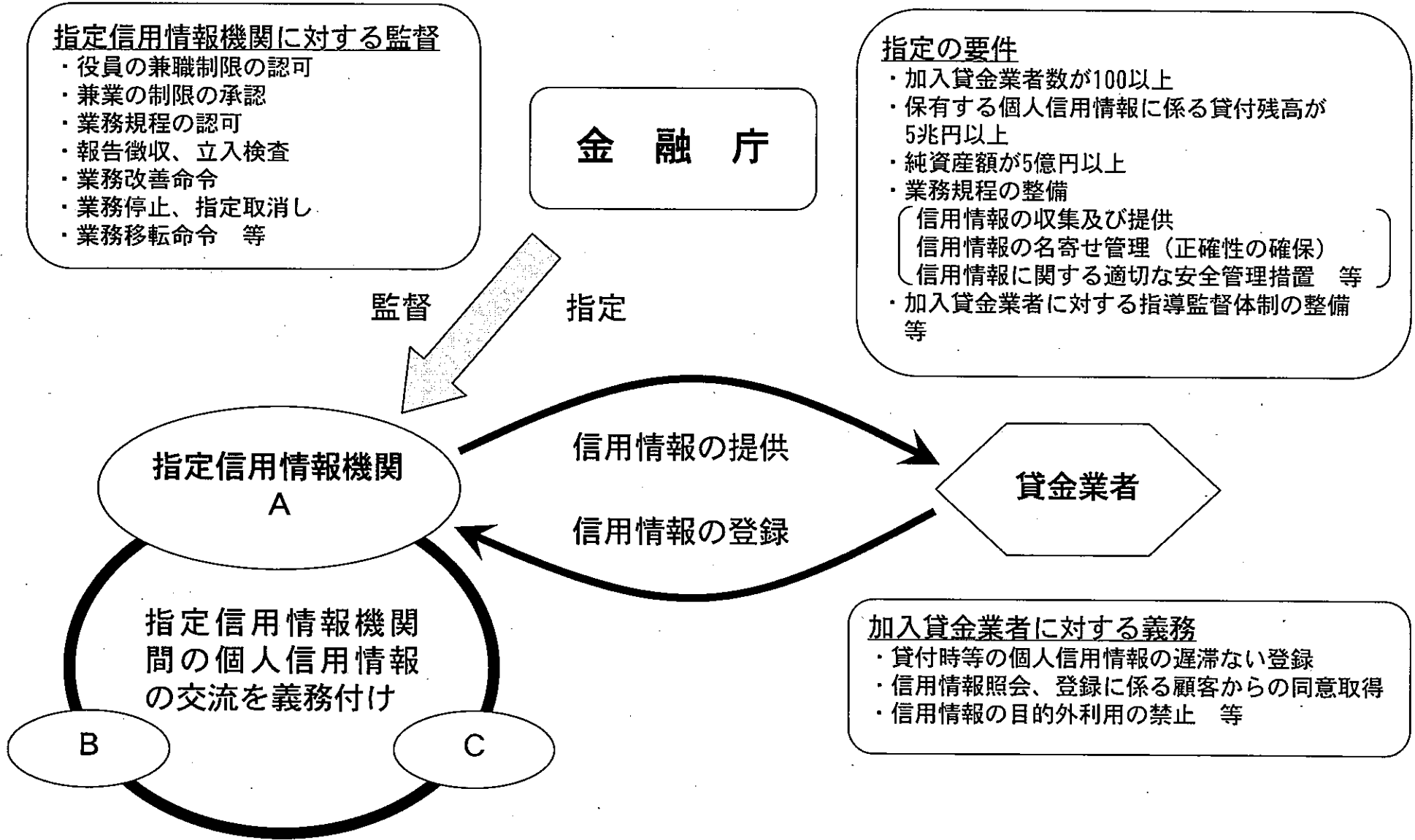
→ 多重債務問題の解決に向けた抜本的かつ総合的な対策を講じる

過剰貸付規制の強化

- 多重債務問題の解消には「金利」の制限とともに、「借入総額」の制限が必要
- 全ての借入れについて、①借入れの際の返済能力の調査義務、②返済能力を超える貸付けの禁止

- ・ 現在は努力義務→新制度では違反は行政処分対象に
- ・ 個人向け貸付については、①指定信用情報機関制度、②総量規制を導入し、仕組みを厳格化

貸金業法上の指定信用情報機関の位置付け



コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方（抜粋）

I. 指定信用情報機関の指定・監督に当たったの評価項目

| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----------------------------------|---|---|
| 1-3 業務規程関係 | | |
| 1-3-2 信用情報の収集・提供及び他の指定信用情報機関との連携 | | |
| 1-3-2-3 収集・提供情報等の取扱い | | |
| 5 | <p>収集・提供する信用情報には、完済後に過払い金の返還請求を行った旨の情報は含まれないということを明確にすべきである。また、返済能力に問題がなく約定返済中であったとしても、過払い金返還請求をしたことについては、同様に、信用情報に含まれないことを明記すべきである。</p> | <p>本事務ガイドライン1-3-2-3（1）において、指定信用情報機関が収集・提供する情報について、「信用情報として取り扱うことについて、資金需要者等に対しても客観的かつ合理的に説明可能なものでなければならぬ」と規定しております。</p> |
| 6 | <p>過払い金は貸金業者が自主的に返還すべきものであるから、信用情報機関に載せる情報ではない。</p> | <p>過払い金返還に係る情報を信用情報として取り扱うことについて、資金需要者等に対しても客観的かつ合理的に説明可能であるか、まずは、指定申請を予定する信用情報機関において、十分検討して頂く必要があると考えます。</p> |
| 7 | <p>過払い請求の事実や債務者が過払請求に応じたことなどを独自の信用情報として収集・提供しないこと。</p> | <p>なお、現在、過払い金返還に係る情報を登録している信用情報機関では、完済後になされた過払い金の返還については登録していないと承知しています。</p> |
| 8 | <p>株式会社日本信用情報機構のホームページに、「与信を補足するための情報※3」項目に契約見直し※債務者から過払金返還の請求があり、会員がそれに応じたもの」とあるが、法定利息内での引きなおしで、最高裁でも判例の出ている行動に対しては、通常で完済と同様の対応をすべきではないか。</p> | <p>現在、信用情報機関の中には、過払い請求について、「契約見直し」などといった情報として収集・提供している実態がある。このような情報提供を禁止すると明記すべきと考える。「資金需要者等に対しても、客観的かつ合理的に説明できるものでなければならぬ」という観点からいくと、過払い請求については、客観的にいって返済能力とは無関係であり、いかなる名目をもってしても、情報収集提供すべきものではないと考える。</p> |
| 9 | <p>現在、信用情報機関の中には、過払い請求について、「契約見直し」などといった情報として収集・提供している実態がある。このような情報提供を禁止すると明記すべきと考える。「資金需要者等に対しても、客観的かつ合理的に説明できるものでなければならぬ」という観点からいくと、過払い請求については、客観的にいって返済能力とは無関係であり、いかなる名目をもってしても、情報収集提供すべきものではないと考える。</p> | <p>現在、信用情報機関の中には、過払い請求について、「契約見直し」などといった情報として収集・提供している実態がある。このような情報提供を禁止すると明記すべきと考える。「資金需要者等に対しても、客観的かつ合理的に説明できるものでなければならぬ」という観点からいくと、過払い請求については、客観的にいって返済能力とは無関係であり、いかなる名目をもってしても、情報収集提供すべきものではないと考える。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| 10 | 過払い金返還請求及び過払いになってい る債務者の債務整理開始は、事故扱いしない こと。 | |
| 11 | 指定信用情報機関が保持してはいけない 情報として、「過払金の返還を受けたことが 分かる事実」を規定すべき。 | |
| 12 | 過払金返還請求をした事実が、信用情報と して登録されないようにしていたきたい。 過払金請求の事実がブラック情報として 扱われ、借入れができなくなることを恐れ、 正当な権利行使である過払金の請求を断念 する借主がいる。 | |
| 13 | 現行の「契約見直し」登録は廃止し、すで にある登録は削除していただきたい。 | |

貸金業者向けの総合的な監督指針の一部改正【3条改正】

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方(抜粋)

II. 貸金業者の監督に当たったの評価項目

| 番号 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-------------------|--|---|
| II-2 | 業務の適切性 | |
| II-2-6 | 苦情対応態勢 | |
| 9 | <p>「制限利率を超える利息・賠償額の返還を求められた場合」に、債務者について債務整理情報が登録されると思われるが、「契約見直し」ではなく『完済』と登録したほうが誠実な対応と考える。</p> | <p>指定信用情報機関が収集・提供する情報の範囲については、「事務ガイドライン(第三分冊：金融会社室関係) 1-3-2-3 収集・提供情報等の取扱い」に規定されています。</p> |
| II-2-12 個人信用情報の提供 | | |
| 62 | <p>第1 保持してはいけない信用情報 保持する必要がある信用情報を規定する必要はないため、総合的な監督指針では、必要最小限の規定を定めることは理解できる。しかしあえて保持してはいけない個人信用情報についても規定すべきである。</p> <p>利息制限法引き出し後に過払が判明し、過払金の返還を受けた場合、現行では日本信用情報機構によれば「契約見直し+完済」の情報が登録されることになっている。利息制限法は強行法規であり、今日貸金業法43条のみなし弁済が認められる余地はほとんどない状況である。債務者(借入をした者)は、正当な権利として過払金の返還を行っただけで、「契約見直し」という情報が登録され、他の貸金業者がこれを参照できる状態に置くことは、これが事故情報ではないとしても、事実上の不利益情報の開示であって問題がある。</p> <p>現に一部の多重債務者は、不利益情報の登録をおそれて、債務整理手続きを躊躇しているという現状がある。過払金の返還請求をした者にペナルティを与えるに等しい現在の状況は、ペナルティをおそれる債務者に、利息制限法を超える約定の利息の支払いを強要させることになり、多重債務被害防止という貸金業法改正の理念にそぐわない結果となる。</p> | <p>指定信用情報機関が収集・提供できる情報については、「事務ガイドライン(第三分冊：金融会社室関係) 13 指定信用情報機関関係」において示しているとおりです。</p> <p>ご指摘の情報を信用情報として取り扱うことについて資金需要者等に対して客観的かつ合理的に説明が可能であるか、まずは、指定申請を予定する信用情報機関において、十分検討して頂く必要があるものと考えられます。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| | <p>個人信用情報は、業者にとって不都合な者を選択するために利用されるのを主目的とするのではなく、多重債務被害防止の観点から改正された貸金業法の実効性を確保するために導入された機能なのであるから、このような情報を登録する必要はない。この場合単に「完済」情報を登録すれば足りる。</p> <p>したがって、保持してはいけない情報として、「過払金の返還を受けたことをわかる事実」を規定すべきである。</p> | |
| 63 | <p>過払い請求は不当利得の返還を請求する正当な権利行使であり正当な取引関係の清算であつて信用不良・支払能力の悪化を裏付けるものではないから、信用情報において不利益に扱われる可能性のある登録がなされないような制度にするべき。</p> | |
| 64 | <p>過払い金返還請求をした人をブラックリスト登録することは、当事者が過払い金請求をしにくい状況にすることで不当な行為である。過払い金返還をしたくない業者側の勝手な言い分は通らない。法的な効力をもつて、禁止させるべき。</p> | |

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社室関係 1 3 指定信用情報機関関係）（抜粋）

1-3 業務規程関係

1-3-2-3 収集・提供情報等の取扱い

指定信用情報機関が収集・提供する情報及び加入貸金業者からの依頼に基づき指定信用情報機関の間で提供する情報の取扱いは以下のとおりとする。

（1）信用情報提供等業務において、収集・提供する情報は、

- ① 個人情報情報
- ② 資金需要者等の借入金の返済能力に関する情報として、会員から収集する情報（①を除く。）
- ③ 破産手続開始決定・失踪宣告、手形交換所の不渡情報・取引停止処分情報等の既に公にされている客観的情報
- ④ 資金需要者等の本人の要請により登録する情報（本人確認書類等の紛失・盗難があつた場合の申告など、会員の与信判断及び資金需要者等の保護に資する情報に限る。）
- ⑤ 日本貸金業協会から提供される貸付自粛依頼（日本貸金業協会の「苦情処理及び相談対応に関する規則」に規定するものをいう。）に係る情報に限ることとする。

（注）②、③については、信用情報（資金需要者である顧客又は債務者の借入金の返済能力に関する情報）として取り扱うことについて、資金需要者等に対しても客観的かつ合理的に説明可能なものでなければならない。
（以下略）

(株)日本信用情報機構(旧全情連)における過払金返還請求に関する報告基準について

| パターン | | 従来の登録情報 | 現在の登録情報 (平成19年9月3日以降) | (参考)「契約見直し」が登録されない 場合 |
|------|---|-------------|---|--------------------------|
| ① | 当初の約定どおり返済し完済した契約について、 その後に 過払金返還請求を行ったもの | 「完済」 | 「完済」 (完済後になされた過払金返還請求についての 「契約見直し」情報の登録は不可) | 「完済」 |
| ② | 債務者が過払金返還請求を行い、 債権者がこれに応じた結果、 債務不存在となったもの | 「債務整理」+「完済」 | 「契約見直し」+「完済」 | 「完済」 |
| ③ | 債務者が過払金返還請求を行い、 債権者がこれに応じた結果、 債務残高が残ったもの | 「債務整理」 | 「契約見直し」 | (情報の登録なし) |
| ④ | ③の場合の債務残高について、 さらに 債務の整理(元本の一部減免等)を行ったもの | 「債務整理」 | 「契約見直し」+「債務整理」 | 「債務整理」 |

◆報告基準

「債務整理」:債務者が債務に関する整理行為をとったもの。債務者に抗弁権の存するものを含む。

「契約見直し」:債務者から過払金返還の請求があり、会員がこれに応じたもの。

※「債務整理」情報及び「契約見直し」情報は、CRIN(株)日本信用情報機構・全銀協センター・(株)シーアイシーとの信用情報交流ネットワーク)の交流対象外